


本訴 平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件
 反訴 平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求事件
 本訴原告(反訴被告) 阿 部 宣 男
 本訴被告(反訴原告) 松 崎 参


証拠説明書(19)

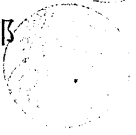
2017(平成29)年11月 10日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲 二 

弁護士 湯 山 花 苗 

弁護士 平 松 真 二 郎 

乙号証	証拠の標目	作成者	作成日	写し	立証趣旨
乙第53号証	平成26年度6月分 板橋区ホタル生態 環境館ピオトープ (実験水路)管理 およびホタル飼 育・水質管理検査 業務 月間報告書	(株)自然教育 研究センター	平成26年 7月	写し	乙2号証の表4のホタル成虫羽化確認 結果一覧の作成の元となった自然研究 教育センターからのホタル羽化数など の活動報告書で、乙2の報告書の表7、 表8はこの羽化数の報告に基づき、作成 されたものであること。 原告は、例えば表7の一番上のゲンジホ タルの検体は、6月1日から14日まで に採取されたオス6匹の1匹とされて いるが、甲128号証の業務報告書には 6匹の採取が記載なく、教育センターが ホタルを持ち込んだ疑惑があるとする が、その主張が成り立たないことなど。